2026年5月2日

１８－１７

肢ア
　比例代表、全国民の代表だが。政党への支持の側面も強い。
　他の政党の場合、退職。

肢イ
　院外における現行犯。犯罪事実が明白、必要性明確、捜査機関の権限濫用の恐れがない。
　院の許諾がある場合は、議院の活動が害されない。

　不逮捕特権。
　政府が反対している野党議員を逮捕して、議決をさせないようにすることを防止することを想定すればよい。戦前のイメージで考える。また、軍事政権

肢ウ
　政党の処分は、免責特権外。法的責任のみで政治的責任は含まれない。
　責任の範囲に限定がない。したがって、政治的責任も免責されるのでは。
　政党と目的が果たせない。処罰を認める必要あり。
　免責特権、政治的活動が委縮しないようにするもの、党議に、拘束されていることは想定される。免責は、法的責任のみ対象。

　司法審査は、慎重に判断する。政党の自律権、尊重すべき。原則、手続のみ、例外的に公序良俗になする場合のみに内容にもおよぶ。

　政党への批判は、世論でなされるべき（選挙)。裁判はなじまないこともイメージするとよい。あまりにおかしな場合にだけ、介入する。

肢エ
　公務員、国会議員もその通り。したがって、国賠の要件があれば負うのが筋。
　一方で、個人には免責特権あり。そこで、当然に国が賠償責任を負うもの、不利益が大きい。結果として国会議員が批判をおそれ思い切った活動ができなくなる。
　ただ、一方で、常に賠償責任を免れるとするも、被害者の国民を救えない。
　そこで、国会議員の職務にあるまじき行為で、損害がでたときに、国の賠償責任を負う。

肢オ

議案の提出、国会議員もできる。しかし、法案提出は数がいる。（国会法）

１人でも提出できると、濫用されたときに、国会の機能が停滞する。

法律で制限。

１８－１８

肢ア

公開の趣旨は、裁判の公正にある。遮蔽処置をとっても、公正は確保できる。

表情は伺えないが、聞くことはできる。やりとりで想像は可能。

肢イ

８２条、公開は、訴訟手続を予定している。非訟は含まれない。

司法の章にある点を理解する。

肢ウ

８２条は、メモを取る権利を保障していない。

あくまでも、裁判の公正のため。歴史から考えて。

ただ、メモを取ることも、表現の自由の規定の精神に照らし、尊重される。

肢エ

写真撮影、取材の自由をイメージ。２１条１項に照らし尊重されるべきであるが、絶対無制約でない。

反対利益が重要あれば制約をうける。本件の場合、正当な利益がある、違反しない。

１８－１９

肢ア

民法の不法行為と同義・憲法の不法行為も「故意・過失」と理解する。
そうすると、「故意・過失」が憲法上の規定にあるという理解になる。
国家賠償法で「故意」だけにすると、憲法に違反することになる。

肢イ

公務員が責任を負うのが筋。実際やっているのだから

国又は公共団体の自己責任だと、公務員個人の責任も残る。
公務員の責任とは別人、団体が自己責任を負うという話

代位責任だと、公務員の代わりに団体が責任を負う。団体から公務員への求償の問題は別に残る。（通説）

肢ウ

５１条は、国会議員個人の責任を免責する。国会（組織）に対する責任は別問題。
したがって、法的障害にはならない。

肢エ

違憲であっても、立法行為は違法とならない。
違憲にいたった経緯を考えるとわかる。
立法事実が時代の変化によりあわなくなったから違憲。
立法者は、制定当時で立法行為をしているので、この行為を違法と評価できない。

肢オ

政治の責任は政治的責任。法的責任ではない。賠償責任の問題は生じない。
答えがない所を模索しているイメージ。法的責任を問うたら委縮する。

１８－２０

肢ア

特別区は，特別地方公共団体のまま。

特別区は，都にしかない。まさに（　特別　）

肢イ

条文上は，なければいけないのが原則。

常に必要とすると，選挙などを行う必要があり，小規模の地方自治では負担となる。

そこで，なしでできるとする必要がある。

みんなが集まれないから議会。

それに代わるものを禁止する趣旨でない。

肢ウ

基礎的地方公共団体（市町村）基礎だから絶対

包括地方公共団体（都道府県）議論がある。

２段階であっても，都道府県を道州制に代えるのは憲法上可能

２段階となるから

司法令６－１

人権の享有主体に関する次のアからウまでの各記述について、ｂの見解がａの見解の批判となっている場合には１を、そうでない場合には２を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に［No. １］から［No. ３］）

ア．ａ．天皇も国民に含まれるので、憲法第３章の保障する権利の享有主体であるが、憲法自体が規定する皇位の世襲と職務の性質との関係で、特別に広範な人権制約が認められる。

ｂ．公務員を全体の奉仕者として定める憲法第１５条第２項のように憲法の文言に手掛かりがあれば、他の国民についても、天皇と同様に広範な人権制約が認められることになる。［No.１］

イ．ａ．判例によれば、外国人の政治活動の自由の保障は、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位に鑑みこれを保障することが相当でないと解されるものには及ばない。

ｂ．外国人には、参加の態様にかかわらず、政治的な主張を行うデモや集会に参加する自由が保障されなくなる。［No.２］

ウ．ａ．判例によれば、会社は、自然人たる国民とひとしく国税等の負担に任ずるものである以上、自然人たる国民と同様に政治献金をする自由を有するので、会社による政治献金について、自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請はない。

ｂ．会社等の法人に対して、自然人たる国民と同様に政治献金の自由を保障するとしたら、政治腐敗への対応策として企業・団体献金を法律で禁止することが困難になる。［No.３］

正解　ア１，イ２，ウ１

肢ア　２

ａ．天皇も国民に含まれるので、憲法第３章の保障する権利の享有主体であるが、憲法自体が規定する皇位の世襲と職務の性質との関係で、特別に広範な人権制約が認められる。
しかし〇）　だから×）
ｂ．公務員を全体の奉仕者として定める憲法第１５条第２項のように憲法の文言に手掛かりがあれば、他の国民についても、天皇と同様に広範な人権制約が認められることになる。

しかしでも，だからでも，文書的に意味が通ってしまう。

ｂの文書が，肯定的なイメージか，否定的なイメージか。広範な人権制約を認めるのは良くないと理解すれば，否定的イメージ。批判となる。

肢イ

ａ．判例によれば、外国人の政治活動の自由の保障は、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位に鑑みこれを保障することが相当でないと解されるものには及ばない。
しかし×）だから〇）

ｂ．外国人には、参加の態様にかかわらず、政治的な主張を行うデモや集会に参加する自由が保障されなくなる。［No.２］

意味が通る。a だからｂで，つながる。
しかしでも，日本語的にはつがるようにも思える。

ｂの見解が肯定的なイメージなのかが分かれ目。外国人の自由が，保証されないことが，よいイメージであれば，根拠となるように読める。一方で，否定的なイメージであれば，批判にもなるように思われる。

政治的な主張については，国民主権から，外国人に認めらないのもやむを得ない。
そう理解すると，ないのは，マイナスイメージにはならない。
根拠とつながるだろう。

肢ウ

ａ．判例によれば、会社は、自然人たる国民とひとしく国税等の負担に任ずるものである以上、自然人たる国民と同様に政治献金をする自由を有するので、会社による政治献金について、自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請はない。

しかし〇）だから×）
ｂ．会社等の法人に対して、自然人たる国民と同様に政治献金の自由を保障するとしたら、政治腐敗への対応策として企業・団体献金を法律で禁止することが困難になる。

両方とも日本語として意味が通ってしまう。

否定的なことを相手にいいたいときは批判になる。
肯定的なことを相手にいいたいときは批判にならない。

政治腐敗で規制することが困難になることはマズいという方向性になる。
相手 a を否定したい方向性，批判。

司法令６－２

私人間における人権保障に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は、［No. ４］）

ア．最高裁判所は、私企業での男女の定年年齢を区別した就業規則の効力が争われた事件において、社会情勢の変化に伴う人々の意識の変化に言及することなく、企業経営上の観点から合理的理由がないことにより、当該規則が性別のみによる不合理な差別を定めたものとして無効とした。

イ．最高裁判所は、私立大学学生が大学当局の許可なく学外団体に加入したことに起因する退学処分の効力が争われた事件において、大学が学内外を問わず学生の政治的活動につき広範な規律を及ぼすとしても不合理とはいえないが、退学処分に際しては、教育機関にふさわしい適切な手続と方法により反省を促す過程を経る法的義務があるとした。

ウ．最高裁判所は、学生運動歴等を理由とする私企業による本採用拒否の効力が争われた事件において、個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害の態様、程度が社会的に許容し得る範囲にとどまる場合、憲法を適用ないし類推適用せず、私的自治に対する一般的制限規定である民法第１条、第９０条等の諸規定の適切な運用によって調整を図るものとした。

１．ア○ イ○ ウ○　　２．ア○ イ○ ウ×　　３．ア○ イ× ウ○
４．ア○ イ× ウ×　　５．ア× イ○ ウ○　　６．ア× イ○ ウ×
７．ア× イ× ウ○　　８．ア× イ× ウ×

正解　４

肢ア　○

私人間適用，間接適用説。性別のみで区別するのは，公序に照らし不当。無効

肢イ　×

私人間適用。

退学処分は重大であるから，慎重に法的義務があるとも。

大学の自治がある。最大限尊重。処分が重大であっても，法的義務までは要求できないように思われる。

また，昭和４９年，判断というのも参考になる。学生運動の中で問題となった事件。

学生の問題がかなり大きい，大学側に，反省を促すことまでしなければいけないと要求するのは難しいように思われる。

肢ウ　×

社会的に許容できる範囲を超えるときに，調整図る。

とどまる場合は，自治を尊重すべき。法を適用して，調整する問題は生じない。

司法令６－３

法の下の平等に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には１を、誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に［No. ５］から［No. ７］）

ア．憲法第２５条の趣旨の具体化は立法府の広い裁量に委ねられており、障害福祉年金の受給資格についても立法府の裁量の範囲に属するというべきであるから、自国民を在留外国人に優先させ、在留外国人を支給対象者から除外する合理性は否定できず、憲法第１４条第１項には違反しない。［No. ５］

イ．国籍法の規定が、日本国民である父親から出生後に認知された子につき、父母の婚姻を日本国籍取得の要件としている点について、日本国籍は重要な法的地位であって、嫡出子たる身分の取得は子が自らの意思や努力によっては変えられない事柄であるから慎重に検討される必要があるところ、立法目的自体には合理的な根拠が認められるが、当該要件によって生ずる区別と立法目的との間に合理的関連性は認められず、憲法第１４条第１項に違反する。［No. ６］

ウ．多数の者が多様な仕事をしている普通地方公共団体の管理職選考において、その職務の性質にかかわらず、日本国籍を有しないことを理由に受験を認めないとする措置は、その合理的根拠を見いだすことができないから、憲法第１４条に由来し、国籍を理由として差別することを禁じた労働基準法第３条の規定に反する違法な措置というべきである。［No. ７］

正解　ア１，イ１，ウ２

肢ア　○

立法裁量，社会権，国家に作為を求める。

裁量逸脱であれば違憲，平等原則違反など

外国人を外すことが著しく不合理か。

不合理ではない。社会権，後国家的に権利。憲法上の保障はない。

立法政策として，国民を優先する立法裁量は，合理的。平等原則に反しない。

肢イ　○

１４条，前提，法の下，立法者も拘束する。

平等は，絶対的平等ではなく，相対的平等。合理的な区別は許容される。

著しく不合理である場合に違憲。

認知されているか否か（社会的身分），生まれつきで自らの努力では変えられない性質。著しく不合理な区別が性質上生じやすい。

目的自体は肯定，立法目的達成手段との関係で否定。

目的そのものを否定するのは，最高裁も難しい。

裁量があるので。手段との関係で調整を図る。是正理由も慎重に行うイメージ

肢ウ　×

管理一体の任用制度を作用。

公権力等地方公務員になるには，管理職にならないといけない。

政治的な関連性で，区別のは，法的に難しい。

外国人が管理職になれるか？

平等原則の問題になる。

国民主権の原理があり，管理一体の任用制度を採用することも合理的。

違法な処置ではない。